

松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正（案） の概要

1. 改正の経緯

こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）等が改正され、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化等を目的として、「妊婦のための支援給付」の新設が予定されている（令和７年４月１日施行）ことから、この施行にあわせて、松山市子ども・子育て支援法施行条例（平成２７年条例第１８号）を改正する。

2. 改正予定の条例の題名及び規定

松山市子ども・子育て支援法施行条例第６条第１号

3. 具体的な改正の内容及び趣旨

改正後の子ども・子育て支援法第１０条の５に規定する妊婦のための支援給付に関する市への報告を正当な理由なく怠った妊婦等に対し、１０万円以下の過料を科すことで、妊婦のための支援給付の適正な執行に資する（第６条関係）。

4. 施行日

令和７年４月１日